

関西電力送配電(株)の柱上変圧器における 不適正事案に関する対応について

2025年3月14日
送配電網協議会・電気事業連合会

1. 本事案を受けた対応（会員各社への確認結果）

○関西電力送配電のプレス発表を踏まえた送配電網協議会・電気事業連合会の対応

- ・本事案を重く受け止め、会員各社にPCB廃棄物等の適正な管理・処理、コンプライアンス徹底を要請
- ・2024.10.1プレス発表以降、送配電網協議会（送配協）・電気事業連合会（電事連）の委員会やメールを通じて、会員各社へ本事案に係る情報共有やヒアリングを実施。また、2025.2.3プレス発表以降、会員各社の状況を調査

○会員各社への確認結果

- ・関西電力送配電（当該社）以外の会社から、除染修理した再使用柱上変圧器について、PCB基準値を超過したことを把握した以降も、調査等の適切な対応をとらなかった事象や、社内外へ事実と異なる説明をした事象はないとの報告
- ・当該社を含む全ての会社から、汚染柱上変圧器は2027年3月までに全量処理する予定に変更はないとの報告

○会員各社の取組み

- ・会員各社において、PCB関連法令に基づく適正な管理・処理に取り組むとともに、コンプライアンス徹底に真摯に取り組んでいくことを確認

【送配協※1会員※2】

北海道電力ネットワーク、東北電力ネットワーク、東京電力パワーグリッド、中部電力パワーグリッド、北陸電力送配電、関西電力送配電、中国電力ネットワーク、四国電力送配電、九州電力送配電、沖縄電力

【電事連会員】

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力

※1 2021年4月、送配電事業の一層の中立性・透明性を確保する観点から、一般送配電事業者による独立した運営組織として発足

※2 2003年の制度改正により、送配電部門の公平性・透明性を確保する取組みが開始。2013年に送配電部門を別会社にする「法的分離」が閣議決定。2015年改正電気事業法により、2020年4月分社化（沖縄電力除く）。

2. 今後の取組み

- 会員各社におけるPCB処理推進の変更はなく、引き続き、PCB関連法令を遵守しながら、以下のとおり取組んでいく。

3. 今後の取組み		3
➤ 引き続き、計画的な更新・取替を行いつつ、以下の取組みを推進する。		
使用済	➤ <u>保管中の汚染機器（柱上変圧器を含む全機器）は2027年3月までに全量処理予定</u> で進めている。	
使用中	【屋外公共空間】 ➤ <u>汚染柱上変圧器は2027年3月までに全量処理予定</u> で進めている。 【電力事業敷地内】 ➤ <u>非封じ切り機器の汚染の特定を推進し、50ppm超の汚染機器は2027年3月までに全量処理予定</u> で進めている。 ➤ 課電洗浄の対象拡大について実証を進めつつ、油量の多い汚染大型変圧器を中心に課電洗浄の適用を推進する。（参考3） （2022年度末時点までに大型変圧器の汚染油約20百万Lに課電洗浄を適用してきた。）	
	➤ 業界内で汚染機器等の処理フローを作成・共有し、均質で確実な処理の推進に取組んでいる。（参考4） ➤ 業界内のデータベースを更新し、機器更新や課電洗浄の適用等の判断を迅速かつ確実に実施していける体制の整備に取組んでいる。（参考2）	
管理		

電気事業連合会

出典元：環境省「第33回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」（2024年3月29日）資料4-7-1, p.3

(参考) 本事案を受けたこれまでの対応経緯

当該社プレス発表以降、送配協・電事連では、関係する配電部門や環境部門などの委員会の場やメールを通じて、本事案に係る情報共有、ヒアリング・調査およびPCB廃棄物等の適正な管理・処理を要請

年月	対応経緯
2024.10	当該社プレス発表「柱上変圧器における不適切事案について（2024.10.1）」
2024.10	○送配協⇒会員各社 ・ <u>本事案の周知、コンプライアンス徹底・適正処理の要請、各社状況ヒアリング</u> ○電事連⇒会員各社 ・ 本事案の周知
2024.11	○電事連⇒会員各社 ・ 環境関連委員会において、本事案を踏まえた送配協の対応状況等を周知
2025.1	○送配協⇒会員各社 ・ 当該社の保安規程の改定について周知
2025.2	当該社プレス発表「柱上変圧器における不適切事案に関するコンプライアンス委員会の調査結果について（2025.2.3）」 ※当該社⇒送配協・会員各社へ周知
2025.2	○電事連⇒会員各社 ・ プレスの周知、コンプライアンス徹底・適正処理の要請 ○送配協・電事連⇒会員各社 ・ <u>本事案を踏まえた各社状況の調査</u>